



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則

- 一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(人事課) ……2
- 大和高田市総合福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則……(社会福祉課) ……2

告示

- 大和高田市保険年金に係る個人住民税返還金支給要綱……(税務課) ……3
- 引取りのない放置自転車等の処分……(生活安全課) ……9
- 職権による消除……(市民課) ……9
- 職権による消除……() ……9
- 職権による消除……() ……10
- 放置自転車等の移動・保管……(生活安全課) ……10

公告

- 配水管布設替工事(大東町)に関する条件付き一般競争入札公告……(契約監理室) ……11
- 配水管布設替工事及び消火栓新設工事(吉井第2工区)に関する条件付き一般競争入札公告……() ……13
- 配水管布設替工事及び消火栓新設工事(出第2工区)に関する条件付き一般競争入札公告……() ……15
- 敷枝大谷地内管渠工事(7)・給配水管移設工事(G07-2)に関する条件付き一般競争入札公告……() ……17
- 敷枝大谷地内管渠工事(19)・給配水管移設工事(G19)に関する条件付き一般競争入札公告……() ……19
- 大和高田市総合公園造園工事2工区に関する条件付き一般競争入札公告() ……20
- 大和高田市総合公園造園工事1工区に関する条件付き一般競争入札公告() ……23

教育委員会

- 教育委員会1月定例委員会の招集……(教育総務課) ……25
- 教育委員会2月定例委員会の招集……() ……26

選挙管理委員会

- 選挙管理委員会の招集……(選挙管理委員会) ……26

農業委員会

- 農業委員会1月定例委員会の招集……(農業委員会) ……26
- 農業委員会2月定例委員会の招集……() ……26

公営企業

- 指定給水装置工事事業者の指定……(水道工務課) ……27

規 則

規則第27号

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年11月30日

大和高田市長 吉 田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「地方公務員特例法」を「教育公務員特例法」に改め、同条第2項中「休業をし」の次に「、大学院修学休業をし」を加える。

第5条の12第1項第3号及び第5条の14第2項中「休業をし」の次に「、大学院修学休業をし」を加える。

第7条中「日を」の次に「」を加え、同条第1号中「退職者」の次に「（」を加え、同条に次の1号を加える。

（7） 大学院修学休業をしている職員

第7条に次の1項を加える。

2 条例第17条第1項の市長が規則で定める日は、6月に支給する期末手当については6月30日、12月に支給する期末手当については12月10日とする。ただし、これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日をそれぞれの支給日とする。

第11条第2項第2号中「している職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）」を加える。

第13条に次の1項を加える。

2 条例第18条第1項の市長が規則で定める日は、6月に支給する勤勉手当については6月30日、12月に支給する勤勉手当については12月10日とする。ただし、これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日をそれぞれの支給日とする。

附則第4項中「平成23年6月」を「平成23年12月」に改める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

規則第1号

大和高田市総合福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年1月24日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市総合福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市総合福祉会館条例施行規則（平成18年規則第2号）を次のように改正する。

別表中「

創作作業室
展示コーナー
教室

」を

「

多目的室

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告示第115号

大和高田市保険年金に係る個人住民税返還金支給要綱を次のように定める。

平成23年10月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市保険年金に係る個人住民税返還金支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）により創設された所得税の特別還付金支給制度（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第97条の2関係）の実施に伴い、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により還付することができない保険年金に係る個人住民税の過誤納金に相当する額（以下「還付不能金」という。）及びこれに係る還付加算金相当額（以下これらを「返還金」という。）を納税者に支給することにより、納税者の不利益を補填し、もって税負担の公平の確保と税務行政に対する信頼を確保することを目的とする。

(支給の根拠)

第2条 返還金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により支給するものとする。

(返還金の支給対象者)

第3条 返還金の支給の対象となる者は、租税特別措置法第41条の20の2第2項第1号に規定する対象保険年金に係る同項第2号に規定する保険金受取人等に該当する者のうち、対象保険年金に係る所得が生じた年（平成12年以後の年に限る。）の翌年1月1日において大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）第11条第1項第1号に掲げる者に該当していた納税者とする。

2 前項の場合において、納税者が死亡している場合にあっては、その相続人（包括受遺者を含む。）とする。

(返還金の対象所得)

第4条 返還金の計算の基礎となる対象所得は、所得税の特別還付金支給制度の対象となる平成12年から平成17年までの各年分の所得とする。

(返還金の額)

第5条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 租税特別措置法第97条の2第1項に規定する保険年金所得のうち個人住民税が課されない部分の金額について個人住民税を課するとしたならば当該金額につき課されることとなる個人住民税に相当する還付不能金

(2) 還付加算金相当額

2 前項第2号の還付加算金相当額は、次の各号に掲げる日のいずれか早い日の翌日から、返還金の支出を決定した日までの日数に応じ、還付不能金に年7.3パーセントの割合（地方税法附則第3条の2第1項に規定する特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中

においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて計算した金額とする。

(1) 第7条の返還金の請求があった日の翌日から起算して3月を経過する日

(2) 第9条の返還金を支給する旨の決定があった日の翌日から起算して1月を経過する日
(端数計算)

第6条 返還金を算定する場合の端数計算は、返還金の支給を決定したときの地方税法第20条の4の2の規定の例による。

(返還金の請求)

第7条 返還金の支給を受けようとする者は、個人住民税返還金請求書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項の規定により、返還金の支給を受けようとする者は、前条の請求書とともに、返還金請求書付表（兼相続人の代表者指定届出書）（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 前項の場合において、相続人が2人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから返還金に関する書類を提出し、かつ、受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を前項の返還金請求書付表に付記しなければならない。

(返還金の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかにその内容を審査し、返還金の支給の可否を決定し、個人住民税返還金決定通知書（様式第3号）により、その旨を請求者に通知するものとする。

(返還金の支給)

第9条 市長は、前条の規定により返還金の支給を決定したときは、請求者に速やかに個人住民税返還金支給通知書（様式第4号）により通知するとともに、当該返還金を支給するものとする。

(職権による返還金の額の変更決定)

第10条 市長は、第8条又はこの条の規定による決定をした後、当該決定をした返還金の額が過大又は過少であることが判明した場合には、当該決定に係る返還金の額を変更する旨及びその変更後の返還金の額を決定し、個人住民税返還金変更決定通知書（様式第5号）により請求者に通知するとともに、その変更決定前の返還金の額が増加する変更決定があった場合には、請求者に個人住民税返還金支給通知書により通知するとともに、その増加する返還金を支給するものとする。

(返還金の額の変更決定の請求等)

第11条 第8条又は前条の規定による決定を受けた者は、当該決定を受けた返還金の額の計算の基礎となった事実についてその内容と相違する事実が判明したことにより、当該返還金の額が過大又は過少である場合には、返還金の額に関し変更決定をすべき旨を請求することができる。

2 前項の規定による変更決定の請求をしようとする者は、個人住民税返還金変更決定請求書（様式第6号）に必要な書類を添付して、市長へ提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による変更決定の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、返還金の額の変更の可否を決定するものとする。この場合において、変更決定に係る通知及び増加する返還金の支給については、前条の規定を準用する。

(請求期間)

第12条 第7条又は前条第2項の規定による請求は、この告示の施行の日から起算して1年6月を経過する日までの間に行わなければならない。ただし、期限までに請求が行われないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(返還金の決定の取消し)

第13条 市長は、第8条、第10条又は第11条第3項の規定による決定をした後、請求者が偽りその他不正の手段により返還金の支給決定を受けたことを知ったときは、当該決定を取り消し、個人住民税返還金決定取消通知書（様式第7号）により請求者に通知するものとする。

(返還金の返還)

第14条 市長は、第10条又は第11条第3項の規定による変更決定前の返還金の額が減少する変更決定若しくは前条の規定による決定の取消しをした場合において、既に当該返還金の支給がなされているときは、その全部又は一部について、当該決定に係る通知を行った日の翌日から起算して1月を経過する日を定めて返還を求めるものとし、当該変更決定を受けた者は当該期限までに減少した返還金を市長に納付しなければならない。

(地方税法の規定による地方団体の徴収金への充当)

第15条 返還金を地方税法の規定による地方団体の徴収金に充当することはできない。

(請求及び受領に係る権利の消滅時効)

第16条 第12条の請求期限までに返還金の支給対象者からの第7条又は第11条第2項の規定による請求が行われなかった場合には、返還金の受領を辞退したものとし、請求による権利は時効により消滅する。

(質問検査権)

第17条 市長は、返還金の支給に関する調査のため必要がある場合においては、請求者に質問し、又はその者の当該返還金に関する書類その他の物件を検査することができる。

(期間の計算及び期限の特例)

第18条 この告示に定める期間の計算及び期限の特例については、地方税法に定めるところによる。

(国民健康保険税の返還金)

第19条 返還金の支給の請求により生じた国民健康保険税に係る過誤納金に相当する額のうち、地方税法の規定により還付することができない過誤納金に相当する額がある場合であって、当該過誤納金に相当する額を返還するときは、返還金の支給の例による。

(補則)

第20条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成23年11月1日から施行する。
- 2 この告示は、この告示の施行の日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。

様式第1号（第7条関係）

個人住民税返還金請求書

年 月 日

大和高田市長 殿

請求者 住所 _____
 氏名 _____ 印
 電話番号 _____

次のとおり返還金の支給を請求します。

- 1 返還金の対象所得 _____ 年から _____ 年までの各年分の所得
- 2 対象保険年金に関する事項

(所得税の特別還付金請求書の「対象保険年金に関する事項」欄と同様の内容を記載してください。)

保険会社等の名称					
保険料又は掛金の負担者の氏名					
保険年金の種類	確定年金 ・ 終身年金 ・ 保証期間付終身年金 有期年金 ・ 保証期間付有期年金				
年金受取額	①	円	①に対応する支払保険料	②	円
源泉徴収税額	③	円	年金の受給開始年	④	年

年金の残存期間 <small>(終身年金又は有期年金の場合には、相続等の時の年齢を記載してください。)</small>	⑤	年 (歳)	相続等の時の保証残存期間 <small>(保証期間付終身年金又は保証期間付有期年金の場合のみ記載してください。)</small>	⑥	年
年金の支払総額 (見込額)	⑦	円	⑦に占める保険料又は掛金の総額の割合	⑧	%

3 返還金の受取方法

銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	銀行・金庫	本店・支店
	組合・農協	出張所
	漁業	本所・支所
	当座・普通 預金	口座番号 _____
ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合	預金口座の記号番号 _____	

※ この請求書を提出する際には、所得税の各年分の特別還付金の支給決定等通知書（写し）及び所得税の各年分の特別還付金の額の計算明細書（写し）を添付してください。

様式第2号（第7条関係）

返還金請求書付表
(兼相続人の代表者指定届出書)

1 死亡した人の住所・氏名等			
住所	フリガナ 氏名	死 亡 年 月 日	年 月 日
2 死亡した人に係る租税特別措置法第97条の2第7項に基づく通知	第 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
3 相続人等の代表者の指定	代表者の氏名 _____		
4 相続人等に関する事項			
(1) 住 所			
(2) 氏 名	フリガナ 印	フリガナ 印	フリガナ 印
整 理 欄 (記入しないでください。)			
(3) 電話番号	— —	— —	— —
(4) 相 続 分	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____
5 返 還 金 の 受 取 り 場 所			
銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	銀行名等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協
	支店名等	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所
	預金の種類	当座・普通 預金	当座・普通 預金
	口座番号		

ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合	貯金口座の記号番号	—	—	
郵便局等の窓口受取りを希望する場合	郵便局番号等			

(注)「4 相続人等に関する事項」以下は、相続を放棄した人の記入は必要ありません。
様式第3号（第8条関係）

個人住民税返還金決定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで請求のあった返還金について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 返還金を次のとおり支給します。

年 度	還付不能金（円）	還付加算金相当額(円)	返還金（円）
合計			

2 返還金は、次の理由により支給しません。

- 年度について
請求以前の個人市民税・県民税の申告について、当該保険年金に係る所得の申告が確認できないため
- 年度について
請求により計算した結果、請求前の個人住民税の税額との差額が0円であったため
- 年度について

決定番号

様式第4号（第9条関係）

個人住民税返還金支給通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

この度請求された返還金について、次のとおり返還金を支給するので通知します。

1 返還金の内訳

年 度	還付不能金（円）	還付加算金相当額(円)	返還金（円）

合計			

2 お受取りの方法

--

返還番号	決定番号

様式第5号(第10条及び第11条関係)

個人住民税返還金変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長

印

返還金について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 返還金を次のとおり変更決定します。

年度	区分	変更決定前の額	変更決定後の額	増加又は減少する額
	返還金の額	円	円	円
	還付不能金			
	還付加算金相当額			
	返還金の額	円	円	円
	還付不能金			
	還付加算金相当額			
	返還金の額	円	円	円
	還付不能金			
	還付加算金相当額			
	返還金の額	円	円	円
	還付不能金			
	還付加算金相当額			
	返還金の額	円	円	円
	還付不能金			
	還付加算金相当額			
	返還金の額	円	円	円
	還付不能金			
	還付加算金相当額			
合計		円	円	円

この結果、この通知により 増加する・納付すべき 返還金の額は、上の表の太い枠内のように なります。

この納付すべき返還金の額は、 年 月 日までに、同封の納付書により納付して ください。

なお、納付が期限に遅れますと、納期限の翌日から納付日までの延滞金を併せて納付する必要が

あります。

2 返還金の額は、次の理由により変更しません。

決定番号

告示第2号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成24年1月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成24年1月31日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成23年10月4日、同月6日、同月12日、同月18日、同月20日、同月24日、同月26日

告示第3号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成24年1月19日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成24年1月19日

2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第4号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成24年1月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成24年1月20日
 2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第5号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成24年1月25日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 職権消除日 平成24年1月25日
 2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第6号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年1月31日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由
 自転車等放置禁止区域内に放置されていたため
2. 移動年月日
 平成24年1月11日、同月12日、同月17日、同月19日、同月23日、同月25日、同月31日
3. 移動対象区域
 近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域
4. 保管場所
 大和高田市曾大根
 大和高田市高架下自転車保管所
5. 引取期間
 移動日から60日間。ただし、祝日は除く。
6. 引取時間
 午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午
7. 引取りのための必要事項
 (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 ア. 移動費 2,000円
 イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
8. 連絡先
 大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第1号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年1月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

1	工事名	配水管布設替工事（大東町）
2	工事場所	大和高田市大東町地内
3	工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日（金）まで
4	工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5	入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（竣工検査を受けていない）でない者であること。</p>
6	競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書とともに5の（3）の要件を満たすための資格者を証明する書類の写しを添付してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年1月13日（金）から平成24年1月17日（火）まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
7	競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年1月18日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p>

	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年1月13日(金)から平成24年1月20日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年1月13日(金)から平成24年1月20日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850</p> <p>(4) 回答期限 平成24年1月23日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年1月26日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年1月27日(金)午前9時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥12,960,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

公告第2号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年1月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事(吉井第2工区)
2 工事場所	大和高田市吉井地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。 (9) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書とともに5の(3)及び(4)の要件を満たすための資格者を証明する書類の写しを添付してください。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間 平成24年1月13日(金)から平成24年1月17日(火)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。

確認通知	(1) 郵送日 平成24年1月18日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。 (1) 閲覧等の期間 平成24年1月13日(金)から平成24年1月20日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成24年1月13日(金)から平成24年1月20日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850 (4) 回答期限 平成24年1月23日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成24年1月26日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年1月27日(金)午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。

17 最低制限基準比較価格	¥11,460,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

公告第3号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年1月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事及び消火栓新設工事（出第2工区）
2 工事場所	大和高田市出地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。 （2）大和高田市内に本店を有する者であること。 （3）耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 （4）石綿作業主任者を配置することができる者であること。 （5）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （7）大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 （8）申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（竣工検査を受けていない）でない者であること。 （9）同日開札する案件において落札者となっていない者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 （1）申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 （2）申請書とともに5の（3）及び（4）の要件を満たすための資格者を証明する書類の写しを添付してください。 （3）申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 （4）受付期間 平成24年1月13日（金）から平成24年1月17日（火）まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。

	<p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年1月18日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成24年1月13日(金)から平成24年1月20日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年1月13日(金)から平成24年1月20日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850</p> <p>(4) 回答期限 平成24年1月23日(月)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年1月26日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年1月27日(金) 午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において</p>

	5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥8,100,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしてします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。

公告第4号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成24年1月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	敷枝大谷地内管渠工事(7)・給配水管移設工事(G07-2)
2 工事場所	大和高田市大谷地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしてします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成22・23年度大和高田市格付け等級がCであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 経営事項審査(土木一式)を有効期限内に受けている者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとしてします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。

	<p>(3) 受付期間 平成24年1月13日(金)から平成24年1月17日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年1月18日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成24年1月13日(金)から平成24年1月20日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年1月13日(金)から平成24年1月20日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年1月23日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成24年1月26日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年1月27日(金) 午前10時00分</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p>

	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥15,970,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしてします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第5号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年1月13日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	敷枝大谷地内管渠工事（19）・給配水管移設工事（G19）
2 工事場所	大和高田市大谷地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしてします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成22・23年度大和高田市格付け等級がCであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 経営事項審査（土木一式）を有効期限内に受けている者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（竣工検査を受けていない）でない者であること。 (9) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。

	<p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成24年1月13日(金)から平成24年1月17日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年1月18日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成24年1月13日(金)から平成24年1月20日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年1月13日(金)から平成24年1月20日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年1月23日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年1月26日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成24年1月27日(金)午前10時15分</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署2階会議室</p>

	<p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥8,720,000円（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第6号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年1月20日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	大和高田市総合公園造園工事2工区
2 工事場所	大和高田市曾大根地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の造園工事に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 経営事項審査（造園）を有効期限内に受けている者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができませ</p>

	<p>ん。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書とともに上記5（3）の要件を確認できる経営規模等評価結果通知書（直近のもの）の写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年1月20日（金）から平成24年1月24日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年1月25日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書（仕様書）の閲覧	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成24年1月20日（金）から平成24年1月27日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年1月20日（金）から平成24年1月27日（金）まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年1月30日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年2月1日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>

13 開札の 日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 平成24年2月2日（木）午前9時00分 （2）場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の 無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者 の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保 証金	免除します。
17 最低制 限基準比 較価格	¥3,340,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第7号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成24年1月20日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市総合公園造園工事1工区
2 工事場所	大和高田市曾大根地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加 資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市競争入札参加資格者名簿の造園工事に登録されている者であること。 （2）大和高田市内に本店を有する者であること。 （3）経営事項審査（造園）を有効期限内に受けている者であること。 （4）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 （5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （6）大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書とともに上記5(3)の要件を確認できる経営規模等評価結果通知書(直近のもの)の写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成24年1月20日(金)から平成24年1月24日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成24年1月25日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成24年1月20日(金)から平成24年1月27日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成24年1月20日(金)から平成24年1月27日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成24年1月30日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成24年2月1日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>

12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成24年2月2日(木) 午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥3,210,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

教育委員会

教育委員会告示第1号

大和高田市教育委員会1月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成24年1月4日

大和高田市教育委員会

委員長 村井善治

記

日時 平成24年1月10日(火) 午後2時

場所 中央公民館 1階 視聴覚室

第1号 後援願いについて

第2号 その他

教育委員会告示第2号

大和高田市教育委員会2月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成24年2月1日

大和高田市教育委員会

委員長 村井善治

記

- 日時 平成24年2月8日(水)午後2時
- 場所 さざんかホール 4階 会議室
- 議案 第1号 平成24年度大和高田市学校教育の指導方針について
第2号 後援願いについて
第3号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第1号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。
平成24年1月10日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西川勝彦

- 1 日時 平成24年1月20日(金)午前11時
- 2 場所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

農業委員会

農業委員会告示第1号

大和高田市農業委員会1月定例委員会を次のとおり招集する。
平成24年1月4日

大和高田市農業委員会
会長 高井信安

- 日時 平成24年1月11日(水)午後4時
- 場所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件(委員会許可)
第2号 農地法第4条規定による申請の件
第3号 農地法第5条規定による申請の件
第4号 その他

農業委員会告示第2号

大和高田市農業委員会2月定例委員会を次のとおり招集する。
平成24年1月26日

大和高田市農業委員会
会長 高井信安

- 日時 平成24年2月10日(金)午後3時
- 場所 大和高田市役所 3階 東会議室
- 議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件(委員会許可)
第2号 農地法第4条規定による申請の件
第3号 農地法第5条規定による申請の件
第4号 農地法第18条第6項規定について通知の件

第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

第6号 その他

公営企業

水道事業告示第2号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成24年2月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
株式会社 ネットケン	岩本 幸夫	大阪府寝屋川市香里本通町19番9号